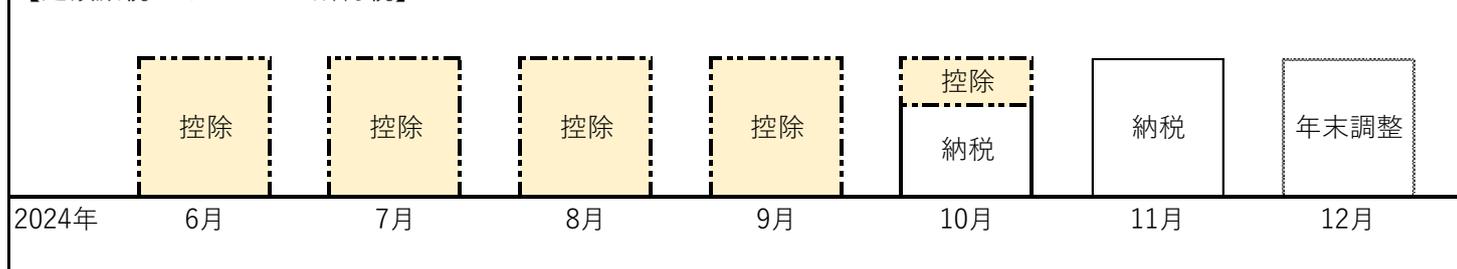


## 定額減税と給与計算

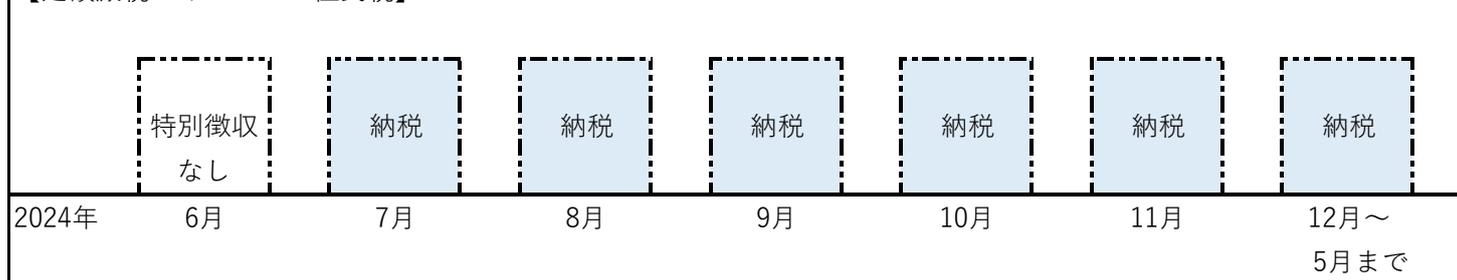
先月号でお伝えしたように6月の給与計算から、定額減税の計算が始まります。具体的には減税額〔(本人+同一生計配偶者、扶養親族)×3万円〕を控除しきるまで6月以降の給与・賞与の源泉徴収税額から控除していきます。控除しきれない分は年末調整で控除し、それでも控除しきれない場合には給付金が支給される予定です。

### 【定額減税のイメージ：所得税】



一方、住民税については6月分の特別徴収は行われず、年間の住民税額から減税額を差し引き、それを11か月で割った額を7月から翌年5月まで特別徴収します。

### 【定額減税のイメージ：住民税】



### 【注意点】

- 合計所得 1,805 万円超になると見込まれる場合 ⇒ 毎月控除は行い、年末調整または確定申告で精算します。
- 控除開始後に扶養者に異動が生じた場合 ⇒ 減税額は変更せず年末調整で精算します。
- 6月以降に入社した職員について ⇒ 毎月の減税は行わず年末調整で精算します。
- 勤務先が複数ある職員について ⇒ 扶養控除を提出した主たる勤務先で実施します。
- 年末調整で住宅借入金がある場合 ⇒ 住宅借入金控除後の所得税額を限度に定額減税を行います。

以上のように、6月以降は給与計算が複雑となりますので、まずは各従業員の減税額を確認し、毎月の減税実施後、残りの減税額がいくらあるかを管理するようにしてください。

また、6月以後の給与明細には、所得税から控除した定額減税額を記載する必要があります。

# 歯科会計®

## 歯科医院の医療承継（種類編）

最近医療承継に関する相談が増えています。院長先生がご勇退を迎えるにあたり、今の診療所をどのようにするのかを早めに考えておく必要があります。医療承継の種類としましては、1、親族承継か第三者承継か、また、2、個人診療所か医療法人かによって分かります。

### 1. 親族承継か第三者承継か

	後継者あり	後継者無し
承継先	親族	・ 勤務医
		・ 知人 Dr
		・ 第三者
承継のポイント	治療方針・患者さん引継ぎ	承継価額

### 2. 個人診療所か医療法人か

	個人	医療法人	
		持分あり	持分なし
事務手続	多い	少ない	少ない
既存診療所	廃止	存続	存続
新規指導	あり	なし	なし
保健所・厚生局	・ 既存診療所の廃止手続 ・ 承継者開設手続	管理者変更届	管理者変更届
税務署	・ 既存診療所の廃止届 ・ 承継者開業届	代表者変更届	代表者変更届
都道府県	なし	代表者変更届	代表者変更届
その他検討点	遡及を行うか否か	退職金の支給 承継者への出資金移動	退職金の支給

※個人診療所の場合、遡及を行うと承継後の初月から保険診療を開始することができますが、新規指導の際に承継元のカルテも対象となります。そのため、あえて遡及を行わない場合もあります。

# 資産承継

## 相続登記の申請義務化

不動産所有者が亡くなったのに相続登記がされないことによって、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺環境の悪化等、社会問題となっています。この問題の解決のため、不動産の相続登記の義務化が令和6年4月1日から始まりました。なお、令和6年4月1日より前に相続した不動産も相続登記の義務化の対象になります。

<p>●相続登記の義務化とは、どのような内容ですか？</p>	<p>相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。</p> <p>正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。</p> <p>遺産分割（相続人間の話し合い）で不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、遺産分割の内容に応じた登記をする必要があります。</p>
<p>●いつまでに相続登記をすればいいですか？</p>	<p>不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をしていただく必要があります。</p> <p>また、令和6年4月1日より前に相続した不動産で、相続登記がされていないものについては、令和9年3月31日までに相続登記をしていただく必要があります。</p>
<p>●不動産（土地・建物）を所有していた親が亡くなりました。どう対応すればよいのでしょうか？</p>	<p>まずは相続人の間で早めに遺産分割の話し合いを行ってください。その結果、不動産を取得した方は、法務局で相続登記をする必要があります。</p>
<p>●過料の対象となるのは、どのような場合ですか？</p>	<p><b>&lt;令和6年4月1日以降に不動産を相続で取得したことを知った場合&gt;</b></p> <p>不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をしない場合で、相続登記をしないことについて正当な理由がないときには、過料の対象となります。</p> <p><b>&lt;令和6年4月1日以前に不動産を相続で取得したことを知った場合&gt;</b></p> <p>令和9年3月31日までに相続登記をしない場合で、相続登記をしないことについて正当な理由がない場合には過料の対象となります。</p>